

湖北省における張之洞の産業政策

曾 田 三 郎

一、序

日清戦争までの洋務期には、各地に軍需工場及び官督商辦形態で民需工場が設立される。李鴻章と関係の深かった江南製造局と上海機器織布局、あるいは天津機器局と開平礦務局等が著名であろう。ここに見られる上海・天津と並んで武漢もまた「洋務運動」の一拠点都市であった。日清戦争の後より、こうした「洋務運動」の拠点都市を中心に民営工場の設立が顕著になり始め、清代にあっては工場の設立数が、二十世紀初頭の新政期においてピークに達する。この十九世紀末から二十世紀初頭にかけての十数年間は、中国近代経済史上民族資本工業の端緒的発展が示された時期であると位置づけられている。

洋務系官僚の一人である張之洞は、こうした経済史上の変化が見られる洋務期末から新政期にかけて、一時的にその任を離れることはあったものの、ほぼ十八年間湖広總督の地位を占め続けた。張之

湖北省における張之洞の産業政策（曾田）

洞は一八八九年に湖広總督の任を離れ湖広總督に就任した。就任するやすぐに鎗砲廠の建設に着手し、つづいて製鉄所及び民需工場である織布局（一八九〇年）・紡紗局（一八九四年）の建設をすすめた。民需工場の設立意図は、民需産業の発達を促すということよりも、軍事的財政の補完というところにあった。従って洋務期の張之洞には、民間の産業の発達を勧めるという積極的な姿勢はみられない。

張之洞の政策に変化がうかがわれ始めるのは、日清戦争敗北の後である。日清戦争以後の洋務系官僚については、これまで「洋務運動」は日清戦争の敗北によって「破産」したとたたげられて、あまり研究が進められていなかったが、里井彦七郎・渡辺惇両氏によって取上げられ、その産業政策に注目しなければならぬことが明らかとなった。張之洞にあっては日清戦争以後湖北省内で民間経営の工場設立奨励・農業・手工業の振興に着手し始め、義和團事件を経過した二十世紀初頭の新政期においてより体系的な産業政策を遂

行する。

清朝が示した新政の概要は、政治面では外務部の設置等行政機構の改革及び立憲政策、経済面では商部及びその下に四司の設立による工・商業の保護、軍事面では練兵処の設立と新軍の編成、文化面では科擧の廃止、学校設立の普及等であるが、しかし新政の施行にあたって清朝は名目的な法令を出したにとどまり、実際の中心的推進者は開明的督撫層、例えば北洋の袁世凱、南洋の周馥、湖広の張之洞であったといわれるのが事実であり、新政の実態、とくに経済的側面の実態は地方督撫層の下においてとらえられねばならない。

張之洞の新政施行にあたっての具体策は、一九〇一年の五月から六月にかけて兩江總督の劉坤一とともに三回にわたって上奏した夔法策に見られる。それがいわゆる「江楚会奏夔法之摺」であるが、第一回目の上奏は文化面に關するもので、「設立文武学堂」・「酌改文科」・「停罷武科」・「獎勵遊学」の四項目からなっている。第二回目は政治面に關するもので、官吏登用方法の改革あるいは監獄内に「工藝房」を置いて犯罪者に手工業技術を教え開放後の生計をたてさせるよう改革すること、また八旗兵は解散し農工商それぞれ自由な職業につかせることを指向している。そして第三回目が軍事・經濟面に關するもので、軍事面では兵器の拡充と外国軍隊にならった訓練をすすめ新しい軍隊をつくりあげることがを提示し、經濟面では農業・手工業の振興、さらに蘆山の開発・工場設立を勧めるために「蘆律」・「路律」・「商律」の制定、また銀元の流通、印花税の施行等が示されている。この第三回目の上奏に概要が示されるような張

之洞の産業政策が実施されねばならなくなった直接の原因は、日清戦争の敗北より以来の一連の外債返済、賠償金支払いによってもたらされた財政的な圧迫にあった。

日清戦争の敗北、それに続く義和團事件の結果、中国は巨額の外債返済、賠償金支払いを強いられることになったが、湖北省に割当られた財源と金額は、日清戦争のための「俄仏借款」返済分が塩貨釐、江漢関・宜昌関関税収入等合計五一萬兩、「英德借款」返済分が同様な財源から合計六九萬兩、さらに「庚子賠款」が田賦・塩釐・烟酒糖税等から一二〇萬兩であった。これらの財源の中でもとくに釐金・関税といった税収入は、洋務期以来各省洋務系督撫層による自強政策遂行のための重要な軍事財源となっていた。

こうした外債返済・賠償金支払いは、各省当局に財政的圧迫をもたらすことになったが、それは究極において中国の民衆への課税として転化される。日清戦争直後、張之洞は外債返済のために、「百事甚しく措手し難きに致る」といい、また義和團事件の後には、「若し百事俱に墜し専ら賠款を湊め、興学・練兵・農工商務一切の養民・治民の自強要政を、全く闕置して辦せざれば則ち民心日に渙り士心日に離る」と政治支配の危機を指摘し、内政重視の必要性をうたえている。そのような財政的圧迫、しかも洋貨の輸入、貿易収支における大幅な入超という現実の中にあつて、中国社会を支える生産基建直しのための産業政策が展開されねばならなくなるのである。すなわち張之洞が、「今日の中国、救済の計は惟農・工・商業を振興し民間に機器製造の仿用を勧導し、以て外に漏卮を塞ぎ内

に民智を開く、尚は一綫の生機なり」というように、日清戦争以後の洋務系官僚において、産業政策は緊急な課題としてとらえられるようになるのである。

これまで日清戦争以後の農業・手工業における商品生産の展開、あるいは民族資本主義の端緒的發展といった現象について、それをもたらした国外的条件すなわち外国との輸出入貿易の發展による商品市場、賃労働者の創出についてはしばしば指摘されてきた。しかし、そうした国外的条件は無媒介に中国社会に対して作用したのであろうか。洋務期以後すなわち日清戦争の後から新政期にかけての洋務系官僚の産業政策は、清末中国の経済史上の發展における国内的条件ではなかったらうか。そのような意味において、張之洞の湖北省における産業政策は検討される。

註

- ① 湖北人民大学政治経済学教研室編中国近代経済史研究会編「中国近代国民経済史」上 三四六一五五頁 中国近代の民営工場を詳しく載せている『現代中国実業誌』（楊大金編）は、一八九五—一九〇四年において外国資本の中国社会進出が始まるが、中国でも工業の奨励に注意が向けられ、それに続く一九〇五—一九一四年を「民営萌芽時期」、新式工業の「一大過渡期」であるとしている。
- ② 洋務運動の日清戦争敗北による破産論は、古く范文瀾の『中国近代史』、牟安世の『洋務運動』において指摘されている。確かに軍需工場の移植による軍事力強化＝自強論という意味での

湖北省における張之洞の産業政策（曹田）

「洋務運動」には、日清戦争の敗北を契機に終止符がうたれたが、洋務系官僚の活動は停止されたわけではなく、地方督撫層としての彼らはその支配地域において従来の「運動」に修正を加えつつ活動しているのである。そこにこそ新政が「第二次洋務運動」（里井彦七郎「中国近代化過程に關する三つのとらえ方について」歴史学研究三一—二二号）という形態であられる素地があったのである。日清戦争以後の洋務系官僚の研究には渡辺惇氏の「袁世凱政権の経済的基盤—北洋派の企業活動—」（中国近代化の社会構造）所収、「清末袁世凱と北洋新政—北洋派の形成をめぐって—」（歴史教育一六の一・二合併号）がある。

- ③ 王邦佐「試論一九〇一—一九〇五年清政府の新政」史学月刊 一九六〇年四期
- ④ 前掲渡辺論文 歴史教育一六の一・二合併号
- ⑤ 光緒政要 卷二十七
- ⑥ 湯象龍「民国以前関稅担保之外債」中国近代経済史集刊 第三卷
- ⑦ 致唐鄂生 光緒二十三年九月二十日 「張文襄公全集」書札五（以下「全集」と略す。）
- ⑧ 致開封行在軍機處 光緒二十七年十月十六日「全集」電奏十一
- ⑨ 致張子玖 光緒二十九年五月二十七日 「全集」書札六

二、農業・手工業振興

先の「江楚会奏變法之摺」において、張之洞は省城に農務總局、州縣に農局を設けて郷紳を集め、農作物の研究を行うとともに農民に適当な農作物の植付を勧めること、あるいは開墾の奨励等農業の振興策を示し、また手工業についても、工藝學堂を設立して手工業技術の改良・普及をはかること、「勸工場」を設けて内外の生産物を集め、研究の助けにすること等を提示しているが、しかしこのような農業・手工業の改良・普及の必要性は、義和團事件以後始めて認識されたわけではなかった。張之洞はすでに日清戦争以後、一八九八年湖北省において毎年の天災と洋貨の流通による「商賈蕭條・民生艱苦」という中で、農業・手工業の改良・普及を行おうとしていた。ただ中国の農民は「向に多く模倣であり、地学・化学・製器の利用にまだ通曉せず。士大夫も又多く此に意を措」かざる情況の下では、「官が提倡するに非ざれば、断じて民智を開き日に功有るを起す能わず。」として、農務學堂を設立しアメリカから農業技術者を招き、「紳商・士人の農学の講求に志有る者」を学生として集め、また工藝學堂については日本から技術者を招きやはり「紳商・士人」を集めて、それぞれ農業・手工業の改良・普及にあたらせようとしている。他方では湖北省内の生産物の流通を盛んにするために「各幫大商に董事数人を公奉せしめ」漢口に勸工勸商公所を設立している。これらに加えて後に述べる同じ年の漢口商務局の設立は、日清戦争後、張之洞が湖北省において遂行した農業・手工業振興と民營工場設立奨励の推進を表現している。

張之洞は、農務學堂・工藝學堂の設立以前に蚕桑局を設立していた。それは浙江省から桑株を購入して桑葉の生産を促し、江浙の手工業者を招いて絹織物の生産まで教授、普及をはかろうとするものであった。しかしその結果は、「いかにせん民間領去の桑、多く培植に意を加えず、修理滋榮する者甚だ少し。育蚕又其法を得ず。出すところの絲、織成の絹緞、終に江浙・四川等の者と争勝し難し」と失敗に終わった。しかしその事業は中止されることなく、蚕桑局の「種桑」・「育蚕」という二項目の事業については農務學堂に、「織網」という手工業項目については工藝學堂に移して改良・普及活動が続けられることになった。

農務學堂の事業項目はこの「種桑」の他に「種植」・「畜牧」があった。中でも張之洞が注目したのは中国からの輸出品として重要であった茶と綿花の栽培である。全国的にはイギリス向け輸出の衰退によって茶の輸出額は減少しつつあったが、ロシアを国外市場としてもつ漢口からの茶輸出は、一九〇〇年から一九〇七年にかけて毎年一千萬兩前後と比較的安定していた。漢口には湖南・湖北・江西・安徽から茶が集り、粗茶は漢口で精製され輸出されていたが、湖北省内においては蒲圻縣羊樓洞・通山縣・崇陽縣・咸寧縣等の産茶地があった。張之洞は茶業振興のために、茶の栽培から精茶工程の機器化まで、茶生産の増大と品質改良を図ろうとした。一八九八年張之洞は南湖茶葉改良公司を設立して、精茶工程の機器化を試みるとともに、茶栽培の改良を奨励した。武昌に茶葉教員養成所・茶務講習所といったものが設立されているのはその具体策であろう。こ

うした張之洞の茶業改良の奨励とかかわりがあったのであろうが、湖北省長梁縣では、外国輸出用の紅茶製造の新法を考案し、当地の「紳者」が中心になって「招股」し、茶荘を開設している。

漢口には湖北省産のものを中心に、湖南・河南から綿花が集っていた。輸出高は豊凶によって増減はあるが、一九〇三、四年といった豊作時には五〇〇から七〇〇萬両にまで達する漢口からの重要な輸出品の一つとなっていた。張之洞による綿作改良の意図は、当初織布局の設立にともなつて機械制綿紡織業に適合した良質の原料綿花を獲得することにあつた。一八九二年織布局の完成が近づくとき張之洞は武漢・黃徳・荊州等綿花産地の綿作改良・普及のために収量が多く纖維も細長で色の白いアメリカ綿種をとりよせ、各州縣をして「種綿の戸に発交」せしめたが、ただアメリカ綿種の購入が遅れ植付け時期を逸したこと、また綿種を従来の綿産地に移植させただけであつたために失敗した。しかしその後も同事業を続継し、一九〇三年には武昌城外に農務学堂を移して農業試験場を付設し改良事業を進めた。こうした張之洞の綿作改良事業はアメリカ種綿花の長所を十分に活かすという点では成功を見なかつたものの、湖北省内西北部にアメリカ種系綿花栽培の普及をもたらし、一九二〇年代湖北省の全綿花生産量が中国綿三分の二、アメリカ綿三分の一の合計一二三萬余担と、中国第二の綿花生産地域となる過程における品質改良と普及への端緒的役割を果たしたといえよう。後代の調査によれば、品質において湖北省内アメリカ種系綿花は華北のそれに劣るものの、省内の在来綿花が一〇から一六番手の綿糸しか紡ぐことがで

きなかつたのに対し、アメリカ種系は一六から二〇番手の綿糸を紡ぐことができた。

工藝学堂においては山東省の麦粟リボン、台湾・広東の樟腦が盛んに輸出されていたことから、設立当初山東省萊州から麦粟加工職人を招いて学生に教えたり、民間に樟を広く植えさせ樟腦製造を試みようとした。その他、西洋ロウソク等の生産方法を教え、「即ち学徒の其法に精なる者を選び、各属に派赴して転相伝授せしめ、総じて失業者の成物を工作する所得るを期す」と、工藝学堂学生に省内各地への普及にあたらせることを計画している。しかし日清戦争直後の実業振興政策は規模も小さく、農務学堂・工藝学堂といった具体的な教授組織も武昌に設立されたのみであり、農業・手工業の改良・普及を進めるのに十分なものではなかつた。

新政期に入ると張之洞は「山郷・水郷・通都・僻壤を論ずること無く、各地方の情形に就いて、農・工両事を迅速・切実に舉辦し、総じて野に曠土無く凡土みな出産有り、境に遊民無く凡民みな技能有るを期す」として湖北省内各地に農業・手工業技術の改良・普及のための伝習機関の設立を推進した。それはとくに手工業部面において顕著に見られる。まず武昌には「内地の工業を振作し土産工藝品を改良するの目的」をもって手工善技場が設立される。その内部は三部門に分けられ、第一は「土産及外国製造品を蒐集陳列して、地方工業者の查繳研究」の助けにするためのものであり、第二は「手工業模範工場」・第三は「器械製造模範工場」であつた。そして後者三部門においては紡織・製革・蠟燭・石鹼製造及び木器・金

湖北省における張之洞の産業政策（曾田）

属器の製造技術が教授されている。漢口には貧民が労働によって自らの生計を営めるように貧民大工廠が設けられ、織布技術の伝習が行われていたようである。荊州には八旗兵やその家族に対する紡織・養蚕・緞絲等の技術普及のために荊防工藝廠・同附設女工伝習所が、宜昌には犯罪者の手工業技術習得のために勸工遷善習藝所が、施南府には「荒瘠・僻遠の区なるを以て、民のために利を興す」という趣旨から太守施紀雲によって、絹織物・漆器等の製造技術普及のために勸工公所が設立されている。このように日清戦争直後、武昌に設立された工藝学堂について新政期に入ると各地に伝習所が官設され、手工業技術の普及がはかられるのである。

河北省高陽縣における農村織布業の発展は、外国機械製綿糸の輸入と日本からの足踏機（鉄輪機）の導入を条件として清末新政期に始まり、同縣の開明的郷紳は袁世凱や周学熙等の実業振興政策の下で農民に天津で織布技術を習得させたり、足踏機・機械糸の導入をはかったが、湖北でも同様なことが見られる。張之洞は一八九四年紡紗局の設立にあたって、「江蘇・安徽・四川・湖北等の省、或いは洋布を銷し難い区有るも、洋紗を用いない地は無い」と、外国機械製綿糸のための市場が創出されたことに注意している。実際湖北省内においても漢口付近では十九世紀末より、沙市付近では二十世紀初頭より洋糸を使用した「新土布」生産の開始が見られる。しかし労働用具としての織機は旧来のものであり、労働力の消費が多すぎた十分な発展をみるには至っていなかったようである。二十世紀初頭湖北工業学堂は新しい型の「織布機器」・「織手中機器」・「軋花機器」等を廉価で民間に売り出しているが、機械製綿糸を原料とした

手工綿織業の開始と原料綿花生産の増大に即応したものであると思われる。このように張之洞によって手工業の振興がはかられる一方、開明

表一 新政期湖北省内の「手工工場」

場所	工場(名)	設立者	生産品
武昌	機器廠	某紳	各項小機器
漢口	工藝廠及工藝傳習所	兩湖師範校長胡千之	
	造紙廠	陳興泰	
武昌	洋燭廠	余某陳某(閩・皖商)	西洋ロウソク
	華興手工技藝廠	工業学堂監督程子太	
沙市	求實織造公司	商學兩界劉繼伯等	花布・羅布・絲布
	織物華紙煙公司	富商鄧某	綿布
漢口	製革公公司	粵商某等	牛皮
	廣利公公司	張開文	洋布等
老河口	織布公公司	謝武剛	綿布
	煙捲公公司	王仙丹	
武昌	廣藝興公公司	張少尹・程頌萬	竹木各器・漆器
		觀察黃佑先	洋傘
白沙洲		許貽孫等	
	工藝藝廠	某大令	織物
上新洲	工藝藝廠	徐克啓	東洋柳條各布
	廣生織業公公司	孫家瀨	綿布

「東方雜誌」1の6, 2の5, 3の3・6・8・10・12, 4の6・12 各省工藝彙誌より。

的な郷紳層・地方官吏によって、織布業を中心に「手工工場」が設立され始める(表一)。ここに見られる「工場」は必ずしも利潤追求だけを目的とする本来の資本主義的工場の性格をそなえているわけではない。例えば廣藝興公司は「手工を推廣し土貨を改良し中國利権を保存」という目的のために、張之洞の提唱で程子大(頌萬)等によって設立されたものであり、その事業内容は製紙・印刷・木工・漆工・竹工・絨繡という六部門にわたっている。このような事業内容の幅広さから見てわかるように、各部門における手工労働者の養成所ともいふべきものであろう。また華興手工技藝廠は「火力機器を用いず、専ら人力を以て伝習す」といい、求實織造公司は女工伝習所を併設しており、上新洲の工藝廠の場合は、「凡そ遊手無業の者、悉く廠に入って習藝せしめ、以て実業を興し隱患を弭むのみ」というように、やはり手工業振興のための技術伝習所といった性格の強いことが指摘できる。また技術伝習所的「工場」が設立される過程において、天門縣の大令宋燦が「工を招いて学習せしめ以て実業を興す」ために、わざわざ武昌で織布機器を買い入れたように、手工業技術の向上というだけでなく労働用具の改良・普及も行なわれていくのである。

新政期において張之洞自身による手工業技術伝習のための模範的工場の設立、あるいは各地の郷紳層・地方官吏が遂行した手工業技術伝習所設立のもたらした歴史的意義は無視できないものがある。すなわち伝習所における日常的な技術伝習は、新しい労働用具のもとでの労働能力を向上させるとともに、中国の民衆をより一層商品

生産の中に卷込むことになったであろう。中国近代の労働者は、單に外的条件によるのみではなく、こうした日清戦争以後から新政期にかけての手工業振興策をも一つの契機として創出されていくのはなからうか。

註

- ① 設立農務工藝學堂暨勸工勸商公所摺 光緒二十四年三月二十
六日 「全集」奏議四十七
- ② 湖北通志 卷五十四 經政志十二 新政二
- ③ 札蘆桑局停工併摺 光緒二十四年九月二十九日 「全集」公
牘十七
- ④ 札江漢閩道勸諭華商購機製茶 光緒二十五年四月十四日
「全集」公牘十八
- ⑤ 「東方雜誌」二の五 各省工藝彙誌
- ⑥ 札蘆棉各州縣試種美國棉子 光緒十八年四月初七日 「全集」
公牘十三
- ⑦ 札各營縣續發美國棉子暨章程種法 光緒十九年二月二十二日
「全集」公牘十三
- ⑧ 致武昌端署制台 光緒二十八年十二月二十八日 「全集」
電牘六十四
- 湖廣總督趙爾巽奏推廣農業種棉織布情形摺 「政治官報」光
緒三十四年四月十五日
- ⑨ 楊大金編「現代中国実業誌」上 五二頁
- ⑩ 嚴中平「中国棉紡織史稿」三一七八頁

- ⑪ 湖北試辦工藝附屬桑局摺 光緒二十四年閏三月十三日 『全集』 奏議四十七
- ⑫ 札司道通飭各屬興辦農工 光緒二十八年二月十五日 『全集』 公牘十九
- ⑬ 水野幸吉「漢口」 一五四頁
- 湖北通志 卷五十四 經政志十二 新政二
- ⑭ 湖北通志 卷五十四 經政志十二 新政二
- ⑯ 「東方雜誌」 二の二 各省工藝彙誌
- ⑰ 批施南府施紀雲稟請擴充勸工所 光緒三十三年二月二十一日 『全集』 公牘三十三
- 「東方雜誌」 四の十一 各省工藝彙誌
- ⑱ 吳知著 發智、岩田、近藤、信夫共訳 『鄉村織布工業の一研究』 二七―三一頁
- 渡辺惇「清末袁世凱と北洋新政―北洋派の形成をめぐって―」 歴史教育 一六の一、二合併号
- ⑲ 増設紡紗廠摺 光緒二十年十月初三日 『全集』 奏議三十五
- ⑳ 彭澤益編「中国近代手工業史資料」 第二卷 二三九―四〇頁、四五―八頁
- ㉑ 「東方雜誌」 二の十一 各省工藝彙誌
- ㉒ 水野前掲書 一五三―四頁
- ㉓ 「東方雜誌」 三の十 各省工藝彙誌
- ㉔ 同右 四の六 各省工藝彙誌
- ㉕ 同右 三の十一 各省工藝彙誌

⑳ 湖南省における熊希齡の磁業改良過程を見ると、熊はまず一九〇五年に湖南巡撫端方から融資を受けて磁業学堂を開設し密戸工人やその子弟を入学させて磁業技術の改良をはかり、次に資本五萬元を民間から集め、磁業に必要な近代的諸設備を日本から輸入して湖南磁業公司を設立した。こうした熊希齡の磁業改良事業の結果、密戸工人及びその子弟は「これまでの半農半工的工人から、名実ともに完全な『自由な賃労働者』」になっていったといわれる。（中村義「立憲派の経済的基礎」 史潮 第六七号）

三、工場 の 民 営 化

日清戦争敗北の後より、全国的に民間資本による民営工場の設立が顕著になるが、湖北省内においても張之洞が工場建設のために民間資本の導入をはかり始める。これまで官営民需工場の建設にあたって、官資本の不足から民間資本の導入が行なわれることはあったが、官営という経営形態は保持され軍事的財源の補充のためという自強策の一環として位置づけられていた。しかし日清戦争後から新政期にかけて民間資本・民間経営による工場建設がおし進められることとなった。もっとも日清戦争以後も製麻局という官営民需工場の建設が着手されるが、すでに述べた外債の返済や賠償金の支払いに、軍事財源の一部として、その投資にまわされていた釐金や関税収入が割られたため、織布局、紡紗局といった既設の官営民需工

場の維持も困難になっており、結局は民営化されねばならなくなつた。

日清戦争後の張之洞の民営工場設立奨励に関する諸策は、漢口商務局の設立にもなつてその遂行すべき事業としてあげられた八項目の中に見られる。張之洞はその中で、「各省各幫大商を邀集」して商會を設立し商人を組織化すること、あるいは「商學」を勧めて商品の製造方法、「商律」の研究を行なわせることを提示し、また商人に対して官が工場建設を指導し武漢一帯の重要地点に商會参加者が行棧・工場を建設できるよう準備すること、洋貨に対抗できる「新製土貨」については関税・釐金の課税を減免し、専利権を付与することを提示している。

それではこうした諸策を実施するにあつて、その対象として張之洞が意識していたのはどのような商人層であつたらうか。日清戦争直後の下関条約締結交渉中、一時两江總督に移任していた張之洞は、日本の中国への資本輸出を承認することに対する対応策として、釐金の産地での徴収、織布・織絹工場の建設、内河航行用の小型汽船購入について、上海の「大商」である「洋貨機器業葉成忠、洋布業許春榮、絲業徐棣山、黄宗憲、楊兆礎、紗業湯松巖、洋貨業朱佩珍、招商局鄭道官應」等に注目し、また広東幫の商人については怡和洋行の買弁唐榮俊に託して意見の聴取を行なっている。そしてその翌年には工場の設立を勧めるために、彼は江浙地方において商務局を設立しているのであり、日清戦争後民営工場の設立にあつて張之洞が意識していたのは、こうした開港地において輸出入貿易にかかわっていた中国商人の資本であつたといえよう。漢口商務局

の設立にあつて示された工場民営化の諸策、及びその対象となつた社会層の性格は、以下に検討する湖北省内民営工場の設立過程に如実に示されている。

清代湖北省内における民営工場の設立も全国的な趨勢と同様、日清戦争後から始り設立数からいえば一九〇五年から一九〇七年にかけてピークに達する。漢口を中心にガラス製造工場、タバコ工場、精粉工場等多数存在しているが、その中でも著名なのは燮昌火柴公司である。燮昌火柴公司は一八九七年漢口に設立されたが、張之洞はすでに一八九〇年、当時の駐日欽差大臣黎庶昌に対してあつた電報の中でマッチ工場の設立に関心を示しており、民営マッチ工場としての燮昌火柴公司の設立も、日清戦争以後のあらたな条件の下での張之洞の積極的な後援を得たものと思われる。燮昌火柴公司の設立当初の資本金は三十萬兩であり、その主な資本家は、葉成忠（澄衷）を中心とする宋煒臣（渭澗）・畢岐山であつた。葉成忠は寧波府の出身で上海の富商であつたが、その資本蓄積の過程をみると、「上海に至つた時海禁大いに開け、帆船・輪船滬濱に麤集す。成忠黎明より暮に至るまで、一扁舟を掉い江中を往来し、番船に就いて以て有無を質う」「同治元年、始めて肆を虹口に設け、……………、數年間無業日益に遠大となり、乃ち分肆を推廣し、殆んど通商大埠に徧す。又滬北・漢鎮に在つて、纜絲廠・火柴廠を創設し、以て工業を興す」といわれるように、上海・漢口等（上海では南順記という雑貨店、漢口では順記號という石油問屋を経営してスタンダード・オイルの石油を輸入している。）で外国貿易にたずさわつて資本を蓄積し、上海では華輪生糸工場、漢口では燮昌火柴公司に投資して

いた。宋煒臣は葉と同じく寧波府下鎮海縣の出身で、「買弁商人」といわれる。彼は漢口商務總會の第一期と第四期から七期までの議董・會董をつとめ、燮昌火柴公司の他に湖北省で華勝軍服公司、漢口における電気・水道事業について專利權をもっていた既済水電廠(同廠には宋と同じく寧波出身で、上海で新裕商行を開設して輸出入貿易にかかり、平和洋行の買弁でもあった朱佩珍も投資している)。揚子機器廠にも投資していた。畢岐山は漢口で畢仁豐號という雜貨店を経営しており、洋品雜貨を取扱っていたのであろう。

燮昌火柴公司是湖北省内における二十年間の專利權と包釐金という特權をもっていた。包釐金というのは、該公司の場合製品價格の三〇〇分の一を徵收することを見積って年間一五〇〇兩を予納すること、製品流通過程での釐金の徵收を免除されるものであるが、実際には生産量の増加によって四〇〇分の一程度の課稅率にしかかかっていなかった。一般に釐金の課稅率は、光緒年間において一〇〇分の五以上であったといわれるから、この場合を比較すればはるかに低いといわねばならない。燮昌火柴公司是湖北省内において最も順調に發展した工場の一つであり、このために二十世紀初頭漢口に輸入される日本製マッチは激減したほどであった。

湖北省内の民營鉱山には、炭山灣煤礦がある。それは一八九六年張之洞の許可で資本十二萬兩を集めて劉人祥・余正齋等によって開設された。この設立者の中で劉人祥は湖北夏口縣の出身で、フランス系の立興洋行及び東方匯理銀行漢口分行買弁の経歴をもっており、商會が設立されると漢口商務總會の第一期協理、第二期から第八期までの議董・會董に選出されている。劉はその他一九一〇には漢口

普潤毛革廠も設立している。

洋務期において張之洞は官營民需工場として織布局・紡紗局を設立していたが、それらは当時の軍需工場と深い関連をもっていた。張之洞は鎗砲廠・漢陽製鉄所・織布局の關係について、「總じて、湖北に設ける所の鉄廠・鎗砲廠・織布局を以て、自ら相抱注しこの三廠を聯ねて一氣と為し、通盤籌畫・隨時斟酌・互相協助すれば、必ず三事並舉し各成功を觀る。」とその一体性を強調している。従って、官營民需工場の建設資金は、洋務系官僚の自強政策を支えていた軍事財源という性格の強い釐金・関稅等の稅收入に基づいていた。軍需工場と民需工場一体性の意味は、紡紗局の設立にあたって、張之洞が「紗廠の辦成を俟てば、則ち布局の氣勢いよいよ厚く、毎年盈余大いに鉄局の經費を佐助す可し」というように、民需工場による軍需物資生産のための財源の補充というところにあつた。

この織布局と紡紗局に加えて一八九四年・一八九八年にそれぞれ建設に着手された纈絲局・製麻局の四工場がいわゆる武昌四局であるが、一九〇二年湖北省当局から民營化することが決定された。民營化の方針は日清戦争後から新政期にかけての民間における工場設立の奨励に沿うものであったが、官營民需工場維持のための財政的行詰りもあつた。織布局の生産量は、一八九五・六年を頂点として以後減少の一途をたどり、一九〇〇年には流動資本の不足から一時操業を停止しなければならなかつた。これは織布局の利潤が生産過程に再投資されることなく、軍事的消費物資生産のための財源の一部として消費されてしまうという官營民需工場の矛盾が、日清戦争敗北による外債支払いのために生じた財政的圧迫によって露呈した

ことを示しているといえよう。

一九〇二年、武昌四局の民営化の決定にともなうて、湖北省当局が提示した「湖北四局借入者ノ募集章程」では、募集条件として毎年一萬兩の租借金、二〇年間の租借期限等を提示している。そして同年八月に韋応南(紫封)を総理とする応昌公司との間に「湖北四局引受契約書」が結ばれた。それによれば、引受条件は租借金が「募集章程」の条件から一萬兩減額されて一〇萬兩、租借期限は二十年間、四局を負担の抵当とすること及び外国資本の導入の禁止等が規定され、また織布・紡紗両局がもっていた製品に対する釐金・子口税の免除の継続、及び練絲・製麻両局の関税・釐金免除についても清朝中央に請願することが官側の義務として規定されている。

四局の中で製麻局は十分な機械設備が整っていなかったし、またその他の三工場はそれぞれ従来からの民間資金が存在していたが、一九〇四年には製麻局に銀元局の銀元製造利益・「塩斤加價」より二〇萬兩を出して織布機械を添設し、また官營時期に存在していた織布局の「商股五十萬兩」・紡紗局の「商本十二萬兩」・練絲局の「商本二萬兩」は、官が湖北官錢局の資金を支出して全額回収し、以後応昌公司から支払われる租借金一〇萬兩は、この支出分を官錢局に返済した後善後局に収納してその財政支出の一部にあてることになった。こうして四局の建物・機械といった固定資本部分は官の所有でありながらも、官はもはや経営に干与することなく、寄生的に年一〇萬兩の租借金を確保して軍事的財政支出の一部にあてるのみとなった。

四局を借受けた応昌公司は当初韋応南が中心となっていたが、資

湖北省における張之洞の産業政策(曾田)

本金を四〇萬兩から一〇〇萬兩に増資するにもなうて鄧紀常(世翰)が総董に就任した。増資にあつたので「湖北四局株式募集章程」において、「引受契約書」に従つて外国人の応募あるいは外国人への株券の譲渡は禁止されている。韋応南と鄧紀常はともに広東商人であつたが、韋応南は広東省香山縣の出身で、漢口に熙泰昌という茶棧を開設していたというから、湖北・湖南等から茶を買集め外国商人を通して輸出していた広東幫所屬の一商人であらう。韋は一九〇五年漢口商務局の孫泰圻の指導で設立された漢口商務總會の第五期議董として役員にも選出されている。鄧紀常は「漢口外国租界内、華商の父」といわれ、滙豐銀行漢口分行の買弁であり、商會の設立とともに武昌商務總會の会員になつた。民営に移行して後、四局の中でも織布・紡紗両局は官營時期に比較して経営は順調で、一九〇八年の決算では、前年度四局合計で約一五萬兩の純利益をあげている。

応昌公司による四局租借の成立後、張之洞は「湖北四局引受契約書」の規定に従つて、実際に一九〇六年七月・十二月と二回にわたつて製麻局の製品について関税・釐金の免除を清朝にもとめる上奏をした。ところが稅務處が海關正税についての免除を許可しようとしなかつたので、張之洞は輸入商品と「土貨」とを同じように取扱う道理は無いとして、「今日の自強要政、区々の税は未為り。民生実業が先為り」と、課税をゆるやかにして産業保護の政策を推進すべきであると清朝中央の姿勢を批判した。

その他官營民需工場として建設が計画されていた工場に大冶のセメント工場、武昌の氈呢(フェルト)・皮革・製紙・針釘の各工場、

さらに漢口の麵粉工場があったが、麵粉工場については、当時漢口にすでに黃蘭生の設立した漢豊麵粉廠あるいは金龍麵粉廠といった民営工場が存在しており、その要請で建設は中止され、他の各工場は一九〇五年に張之洞によって民営化することが決定された。それにとりもなう保護条件として、張之洞は湖北省内十五年間の専利権、官による官利五分の支払いの保証、官庁必需品についての当該工場からの購入を示した。この結果大冶のセメント工場は、一九〇七年に候補道程祖福によって漢口の紳商・官吏から資本金三〇萬兩を集めて組織された清華実業会社にひきつがれ民営化された。大冶セメント工場の民営化にあたって、張之洞は清華実業会社の資金不足を官錢局から融通し、また先の保護条件の他に、製品に対する関税・釐金の免除をもとめる上奏をした。しかし清朝中央は、確實に鉄道敷設のために用いられるもの以外のセメントについては海関正税の免除を認めなかったようである。白沙造紙廠は德華銀行・阜昌洋行の買弁であり、漢口商務總會の第七・八期の会董をつとめた劉子敬（義方）によってひきつがれ、針釘廠は一九一一年に華僑の梁炳農にひきつがれ民営化されることになった。

張之洞は日清戦争以後から新政期にかけて工場民営化を遂行するにあたって、商務局を設立し、さらにその後商會の設立を指導することによって、彼が「大商」として注目した一流の紳商であり、これらは問屋型牙行の変種ともいわれるが、一聞港地において外国との間の輸出入貿易にかかわる中国の前期的商人資本に買弁的商人資本を組織し、民営工場の設立を奨励、洋務期の官營民需工場を民営化

して武昌・漢口といった湖北省内の長江沿岸大都市に民営工場の建設をすすめた。張之洞のこの政策を契機とする前期的商人資本の産業資本への転化にあたって、専利権を付与して、一定の地域における生産の独占的権利を政治的に保障するとともに、釐金課税の減免を行いまた海関税についても、その減免を清朝中央にもとめていた。

こうした日清戦争以後から新政期にかけての張之洞の工場民営化に対する専利権の付与、課税面の優遇あるいは官資金の融資といった保護は、いわゆる立憲派ブルジョアジーである張謇の主張した工場設立原則である「民弁官助」に通じるものである。資本主義の端緒的な発展とともに、清末中国のブルジョアジーは、このようにして不平等条約を背景とする外国商品、外国資本の中国社会への進出と中国農民層の未分解という市場条件に規定された産業の保護・育成政策を楨釋として生れてきたといえるであろう。

註

① 漢口試辦商務局酌擬辦法摺 光緒二十四年八月初八日 「全集」 奏議四十九

行棧・工場建設地準備の具体化は、漢口外国租界の北方にある後湖の南岸に堤を築く事業に見られる。すなわち「前督臣張之洞、定議築堤始計、本為開拓漢口商埠而設、奏為招商籌款、開築漢口後湖馬路以興商業」〔招商籌款開築漢口後湖馬路摺 宣統元年十月二十二日 「庸菴尚書奏議」 卷十二〕とあるように、京漢鐵道の敷設、粵漢・川漢鐵道の敷設計画という中で、

漢口における商品集散量の増大、工場設立の奨励に対して、その条件を整備するための事業に着手しているのである。商會設立への着手は、一九〇三年、商部の設立とともに商會簡明章程が示される以前、一九〇二年に黃訓典という人を商業總董とし商務局の指導で商務學堂・商會公所の設立をすすめている。

〔私商務局創設商學商會 光緒二十八年九月十六日 「全集」公牘二十〕

② 致上海榮令大莊 光緒二十一年六月初四日 「全集」 電牘二十五

③ 籌設商務局片 光緒二十二年正月初五日 「全集」 奏議四十二

④ 以下の民營工場設立過程の特徴として、上海の商人の資本が湖北省内にかなり投資されていることがあるが、漢口商務局は上海商務局と連絡をとりあうことが必要とされており、張之洞は、上海の商人の資本を導入することを意図していたと思われる。

⑤ 雙昌火柴公司の労働者は、男女合計二四〇〇から二五〇〇人で、工場内でのマッチ製造分業工程にそれぞれ配置されていた。またその外に出来高払いでマッチ箱製造に従事する工場外の家内労働者が多数いた。しかし機械設備はなく、大規模なマニュファクチュアであったようである。〔支那經濟全書〕 第十一輯 一一七—一三三頁

⑥ 建商黃禮廷、川商盧幹丞贖回華、製造火柴甚善、漢口五方衛要銷貨尤多、何不商令來漢開設（致東京黎欽差 光緒十五年正

湖北省における張之洞の産業政策（曾田）

月初八日 「全集」 電牘十三

⑦ 張文襄公幕府紀聞 下 葉君傳

⑧ 「支那經濟全書」 第十一輯 一三四頁

西里喜行「清末の寧波商人について」—「浙江財閥」の成立に關する一考察— 東洋史研究 第二十六卷第一・二号

⑨ 波多野善大「中國近代工業史の研究」 二四八頁

⑩ 夏口縣志 卷十二 商務志

⑪ 汪敬虞編「中國近代工業史資料」 第二輯下 九五六—七頁

⑫ 「支那經濟全書」 第十一輯 一三四頁

⑬ 同右 一五三—四頁、一六〇頁

⑭ 羅玉東「中國釐金史」 六一頁

⑮ 「清國事情」 第一輯 八〇六頁

⑯ 批郎中余正商稟請開炭山灣煤鉞 光緒二十二年四月十九日 「全集」 公牘三十二

⑰ 夏口縣志 卷十二 商務志

⑱ 豫籌鐵廠成本摺 光緒十九年二月二十五日 「全集」 奏議三十三

⑲ 淮軍や北洋海軍その他の軍事費について、「これは、従来の制兵をそのまま残して、その上に新しい防衛軍を維持する必要があるから、これらの新しい防衛体制は新しい財源（関稅や釐金—引用者）に頼らねばならなかったからである。」（波多野善大「中國近代軍閥の研究」 八六頁）といわれる。湖北省においては関稅收入が少かったためか、「湖北の餉源、惟百貨釐金を大宗と爲し、塩課之に次ぐ」（整頓釐金摺 光緒二十三年四月

初十日「全集」 契議四十五」と、百貨盤金・塩釐が軍事財源の主要部分を占めていた。織布局の湖北省内からの建設資金は善後局・鎗砲局・銀元局・官錢局より全額、紡紗局はそれらに加えて鉄政局より七〇%近くが支出されている。

- 増設紡紗廠摺 光緒二十年十月初三日「全集」 奏議三十五
- ②① 汪敬虞編「中国近代工業史資料」 第二輯上 五七七—七八頁
- ②② 「支那經濟全書」 第十一輯 四三〇—三頁
- ②③ 同右 四三三—四一頁
- ②④ 批製麻局稟請撥官本 光緒三十年六月二十九日 「全集」 公牘三十三
- ②⑤ 批織布局稟請免還商股 光緒三十年六月二十九日 「全集」 公牘三十三
- ②⑥ 至廠中一切事宜、以及或盈或虧、均援照紗・布・絲・麻四局辦法、由商自行經理、官不與聞(批道員程租福稟擬承辦水泥廠 光緒三十三年二月十一日 「全集」 公牘三十三)
- ②⑦ 「支那經濟全書」 第十一輯 四四一—四頁
- ②⑧ 夏口縣志 卷十二 商務志
- ②⑨ 汪敬虞編「中国近代工業史資料」 第二輯下 九六三頁
- ③① 同右 第二輯上 五八二頁
- ③② 機器製麻仍懇暫免稅釐摺 光緒三十二年十二月十六日 「全集」 奏議六十八
- 張之洞は一八九六年清朝中央が機械製商品に対して一律一〇%の関稅課稅率にしようとした時、「臣愚以為洋商在内地改造土貨、本於華商生計有妨、是以舊約懸為厲禁、今迫於事機不得已而允之、則又當就已成之局、而熟權利弊、庶免我華商民有累上加累之虞」(華商用機器製貨請從緩加稅並請改存儲閔棧章程 光緒二十三年正月二十八日 「全集」 奏議四十五)と、外國の資本輸出に対して華洋一律の関稅率引上げよりも、むしろ課稅面の優遇による生れたばかりの中國の産業の保護、育成を推進すべきであるという立場をとっていた。
- ③③ 麵粉一項、業據委員查覆、漢口先有商業數家稟、經前督臣批准停辦(開辦造紙鐵釘各廠大概情形摺 光緒二十四年七月十九日 「庸菴尚書奏議」 卷九)
- ③④ 招商承辦製呢等廠示 光緒三十一年四月十二日 「全集」 公牘三十六
- ③⑤ 外務省通商局「在漢口帝國總領事館管轄区域内事情」 大正十三年六月 一九二頁
- ③⑥ 商辦大冶水泥廠請暫免稅釐摺 光緒三十三年七月二十八日 「全集」 奏議七十
- ③⑦ 「東方雜誌」 五の五 各省財政彙誌
- ③⑧ 汪敬虞編「中国近代工業史資料」 第二輯下 九六三頁
- ③⑨ 夏口縣志 卷十二 商務志
- ③⑩ 汪敬虞編「中国近代工業史資料」 第二輯下 一〇〇七頁
- ③⑪ 根岸信「買辦制度の研究」 一〇頁、一四三頁
- ③⑫ 武漢の民營工場に見られる資本の特徴は上海の工場においても同様であった。(從翁香「閩于中國民族資本的原始積累問題」 歷史研究一九六二年二期)
- ③⑬ 章開沅「論張善的矛盾性格」 歷史研究一九六三年三期

結 び

これまで見てきたように、「洋務運動」が「破産」したといわれる日清戦争敗北の後も、洋務系官僚の一人である張之洞は湖北省において活動を続けている。張之洞は日清戦争の後より産業政策の実施に着手し、新政期においてより体系的に進めたのである。その政策は「洋務運動」の継続ではなくて、洋務期の軍事力強化を中心とした政策から転換して、民間における農業・手工業の振興・民営工場設立の奨励という上からの産業ブルジョア化の政策をすすめたのである。

張之洞の産業政策遂行にあたって、その社会的な基礎となったのは開港地において外国との輸出入貿易にかかわった中国の前期的商人¹¹買弁的な商人層と郷紳層であった。(張之洞は日清戦争の後より商会の設立を指導し、こうした社会層の組織化を図っていたのである。清末における商品生産の発達、資本主義の端緒的發展は国外的契機とともに、このような日清戦争以後から新政期にかけての洋務系官僚の産業政策を国内的契機の一つとしていたのである。張之洞の農業・手工業振興は、中国の農民を多くに開港地を集散市場とするような商品生産の中に巻込んでいくことを志向していた。そして一方において、張之洞は工場民営化の奨励にあたって専利権の付与、課税面での優遇を行い、開港地の前期的商人資本による民営工場の設立、従来の官営民需工場の民営化を進めたのである。

中国資本主義が端緒的な發展を示した清末のブルジョアジーに関しては、資本主義の發展史における段階的な見方と同時に、日清戦争

争の後から新政期にかけての、洋務系官僚の産業政策に緊密に依存し、一方において半植民地的貿易構造の下で開港地にあつて商業活動にかかわり、他方において半封建的な社会諸関係への癒着を伴いながら生れてきたという、その特質において評価されねばならないであろう。

辛亥革命前夜の政治過程を考えるにあつても、相対的な独自性を有する日清戦争以後の洋務系官僚と、こうした特質をもつ資本主義の端緒的發展期におけるブルジョアジーとの間の依存関係を十分考慮に入れなければならないであろう。